

会 議 録

会議の名称	令和3年度第3回上尾市成年後見制度利用促進審議会	
開催日時	令和4年3月28日(月) 午後1時00分から午後2時30分まで	
開催場所	オンライン開催とする	
議長(委員長・会長)氏名	古谷野 亘委員長	
出席者(委員)氏名	江口 裕樹委員、吉田 剛委員、横森 雄次委員、石橋 誠也委員、 吉田 香織委員、児玉 洋子委員、丸山 広子委員、小杉 道郎委員	
関係者として出席	上尾市社会福祉協議会 地域福祉課 山辺課長、北村係長(上尾市成年後見センター)	
オブザーバー	さいたま家庭裁判所 主任書記官 小野氏	
事務局	畑健康福祉部次長、木村主幹、山口主査、武山主任、栗林主任、辰巳(文責) (オブザーバー) 福祉総務課 平賀課長、小坂副主幹 障害福祉課 林田課長、市村副主幹	
会 議 事 項	1 議 題	2 会議結果
	(1) 成年後見制度利用促進基本計画について ・成年後見制度利用促進計画の取組状況について ・上尾市における成年後見制度利用支援事業について (2) 中核機関の業務内容について ・上尾市成年後見センターの業務について	(1) 成年後見制度利用促進基本計画について【了承】 (2) 中核機関の業務内容について【了承】
議 事 の 経 過	別紙のとおり	傍聴者数 0名
会 議 資 料	(1) 成年後見制度利用促進基本計画について ・資料1 成年後見制度利用促進計画取り組み状況について ・資料2 上尾市における成年後見制度利用支援事業について ・資料2別紙① 上尾市長による後見開始等審判請求実施要綱 ・資料2別紙② 上尾市成年後見人等報酬助成金交付要綱 (2) 中核機関の業務内容について ・資料3 令和4年度上尾市成年後見センター年間スケジュール ・資料 上尾市成年後見センターチラシ	
<p>議事のでん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和 4 年 4 月 7 日</p> <p style="text-align: right;">議長(委員長・会長)の署名 <u>古谷野 亘</u></p> <p style="text-align: right;">議長に代わる者の署名 _____ (議長が欠けたときのみ)</p>		

議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
古谷野委員長	本日の議題に入りたい。議題は2つだが、最初に、成年後見制度利用促進基本計画について事務局辰巳主査からご説明をお願いします。 (1) 成年後見制度利用促進基本計画について
古谷野委員長	—資料1事務局から説明— ただいまの説明についてご質問あるいはご意見のある方は挙手をお願いします。特に質問はないようだが基本的に、私たち委員が審議してきた内容なのでご理解いただいているかと思う。 続いて成年後見制度利用支援事業について説明をお願いします。
事務局	—資料2事務局から説明—
古谷野委員長	ご意見やご質問はあるだろうか。
江口委員	上尾市の取組に感謝する。報酬助成制度については、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、各団体が協議会を通じて各自治体に見直しを呼び掛けているところだが、市の財政負担の課題もあり、報酬助成対象を市長申立に限定されていたり、障害者と高齢者とで対象が異なるなどし、使い勝手が悪い。今回の上尾市の取組は、成年後見制度利用促進を進める上での大きな一歩と考えている。
古谷野委員長	高齢者と障害者とで異なっていた扱いが統一化されたことは非常に大きな一歩と考える。申立費用の助成は、今回は入っていないのだろうか。
事務局	これまでの内規では、申立費用の助成は市長申立に限らず負担できる取扱だったが、市民へ公開されていなかったこともあり、実績としては、市長申立の方だけが助成を受けていたという現状があった。 今回、令和4年度の予算要求を行う令和3年9月時点では、障害者と高齢者とで統一化した要綱の制定案を想定していなかったこともあり、市長申立以外の申立費用の助成を行うための財政的な担保がなされていなかった。 令和4年度以降、成年後見センターで申立に関する相談を受ける中で、申立費用の助成がないと申立ができないような困窮者の現状やニーズ等を確認しながら、ニーズに応じて予算要求や要綱改正等を検討してまいりたいと考えている。
古谷野委員長	申立費用の助成については後退してしまったという印象がある。一挙には進まないかもしれないが、今後検討をしていただきたい。収入印紙等の費用負担は少額であっても、診断書費用の負担は大きい。
事務局	今後検討していく。
横森委員	基準の大幅な見直しや内容については素晴らしいと思う。 報酬助成の要件について、4Pにある資産要件だが世帯の預貯金額が在宅で80万円、施設入所で50万円という設定である。他市の状況はわからないので比較できないが、個人ではなく、世帯としての資産総額を見るという取り扱いだと、年金額の少額な高齢世帯の現状もあるなか、総資産80万円という条件

	<p>は厳しいという印象である。例えば、世帯であれば100万円等、要件の緩和を今後検討していただければと思う。</p> <p>また、要綱制定された場合には、ホームページ等への掲載は検討しているか。市民に広く知ってもらう機会を設けた方が良いと思う。</p>
事務局	<p>世帯の資産要件80万円は、要件として厳しい設定をしていると認識している。今後見直しについても検討していきたい。</p> <p>なお、要綱の新規制定については例規集への掲載を行うこととなっている。報酬助成制度の案内についても、今後はホームページで、問い合わせ窓口の案内と併せて周知する予定である。</p>
古谷野委員長	<p>処分すべき資産だが、子世代が同一世帯となっていて、居住用の不動産等があった場合、厳密に考えると対象からは外れてしまう。</p>
事務局	<p>資産要件については、当初、報酬助成制度を設定した際に、生活保護の基準に近い形で設定したと聞いている。処分できない土地家屋の場合には、資産としてみなさないような取り扱いになっていくかと考えている。</p>
古谷野委員長	<p>そのあたりは詳細に明記するべきではないのかもしれないが、うまく運用のなかで対応していただければ、横森委員が指摘するような不安が解消されると考える。</p>
事務局	<p>審査の段階で柔軟に対応していきたい。</p>
小杉委員	<p>助成基準の見直しについて、改定後に障害者という表現が消えていたので気になったが、事務局の辰巳氏から説明を受けて理解できた。障害者という表現を追記した方がよいのではと思った。</p>
古谷野委員長	<p>高齢者という記載も無くしている。障害者、高齢者という括りを無くし、統一の基準にしたという意味でよろしいだろうか。</p>
事務局	<p>その通り。</p>
古谷野委員長	<p>小杉委員、よろしいだろうか。</p>
小杉委員	<p>了承した。</p>
古谷野委員長	<p>完璧にはなかなかいかない部分はあるかと思う。当面は、今回の見直しが大きな前進であると考え、さらに使いやすい制度になっていくよう、重ねてご検討いただきたい。</p> <p>次に、最後の議題である成年後見センターの業務内容について、成年後見センターの委託先である上尾市社会福祉協議会からご説明をお願いします。</p>
上尾市成年後見センター	<p>- 資料3に基づいて説明 -</p>
古谷野委員長	<p>前半部分は資料が手元になく、わかりづらい部分があり失礼した。検討の末、本日、無事にセンター開所にたどり着いたということである。</p> <p>一点私から質問だが、ネットワーク作りについてはどのように想定しているか。</p>

上尾市成年後見センター	運営委員会の中でネットワーク作りの検討を行う予定だが、それとは別の会議ということだろうか。
古谷野委員長	センターや相談支援事業所、地域包括支援センター等が、できることなら定期的に集まり情報交換などして、お互いが顔の見える形にしていかないと実際にケースが発生したときにうまく運用できない懸念がある。 一次相談機関と、二次相談機関とがうまく連携できるような仕組み作りが必要と考える。
上尾市成年後見センター	必要と思われる関係者に声をかけながら、情報交換ができる場を作っていきたいと思う。
古谷野委員長	最初は挨拶周り等が中心になるだろうが、同時に、地域連携ネットワークへの参加ができるよう働きかけてはいかがだろうか。 そのあたりの仕組み作りは丸山氏がよくご存じかと思う。
上尾市成年後見センター	丸山氏とも相談しながら取り組んでいきたい。
江口委員	まさに、古谷野委員長がご指摘されたことと同じような意見を持っている。この相談支援事業がうまくいくかどうかは、市民への周知と併せて二次相談機関との連携が非常に大きい。うまくいっていない中核機関は地域包括支援センターや基幹相談支援センターとの情報交換がうまくいっていない。定期的に、たとえ公式な形ではなくても、密に顔の見える関係を作り、各相談機関が抱えている相談をうまくセンターに流していくような仕組みを日常的に作っていかないと、ただ単にセンターを立ち上げただけではなかなかうまくいかない。委員長のご指摘と同様の意見ではあるが、私からも申し上げたい。
児玉委員	基幹相談支援センターは自立支援協議会の事務局という立場になっている。上尾市の場合には5つの相談機関があり、計画作成の事業所も19か所ある。必ずそこで一時相談を受ける形となる。特に委託の事業所では成年後見制度の相談も最近是非常に多く聞かれているため、今後、センターとは連携を図ってきたい。自立支援協議会を核にしながら、地域の中で相談していけることが可能と考えている。また、定期的に、成年後見センターにどのような相談はいつてくるのかについても具体的に情報交換ができるといい。
古谷野委員長	協議会は直近で日程は決まっているか。
児玉委員	各部会によって定期的にコアメンバーが集まったり、連絡会として年に3～4回開催される。年間を通じて、共有の場面は必ずある。
古谷野委員長	今後、成年後見センターの北村氏に年間スケジュールをお知らせいただきたい。小杉委員、民生委員の会議開催についてはどうか。
小杉委員	毎月理事会として、各地区の長が集まる会議を開催している。民生委員協議会や連合会が開催されており、上尾市社会福祉協議会にも何度もご出席をいただいている。年に一度全体研修会を予定しており、今年は7月頃の予定である。丸山氏にもご出席いただけると嬉しい。

古谷野委員長	市主催の会議や関係団体が集まる会議には、特に4～6月頃には集中的に参加して、周知を行っていただきたい。
吉田香織委員	地域包括支援センターも、社会福祉士会や、高齢介護課が招集する会議が数多くあるので、北村氏にご参加いただければと思う。その際、リーフレットを使って説明をしていくと思うが、支援者向けと、一般の方向けと、配布する資料がどちらなのかわかるようにしていただく方がよい。一般向けにも数多く、配布する資料を持っているため、誤って配布しないような工夫があるとよい。
古谷野委員長	今回の支援者向けチラシも、一般の方に配ってはいけない内容ではないと思う。ただ、相談の流れ等は一般の人には直接説明する必要はない。権利擁護に関する困りごとは各相談機関にまずは相談してほしいという内容で、最終的に成年後見制度に関わる内容が後見センターに流れるよううまく工夫していただきたい。
横森委員	丸山副委員長が専門相談員として在籍予定とのことで、大変心強いし、上尾市社会福祉協議会としても身の引き締まる思いかと思う。ただ、もう一名の専門相談員がまだ採用に至っていないとのことである。募集要件を確認させていただいたが、要件として、社会福祉士や精神保健福祉士という求人なので、社会福祉士会にご相談いただければ社会福祉士を対象とする求人を出すことにご協力できると思う。社会福祉士であれば、ばあとなあ协会会员に限定せず、広く募集できる。権利擁護の仕事に従事したい方は多いと思うので、会を通じた募集を検討されてはいかがだろうか。
古谷野委員長	今回の求人は、常勤ということでよろしいか。
上尾市成年後見センター	常勤ではない。もともと常勤職員を複数名配置という想定をしていたが、上尾市全体の財政事情から、常勤を複数名というのが難しい状況となった。非常勤2名の募集をしているところだが、雇用の条件が、社会福祉士や精神保健福祉士等の国家資格保有者で、かつ業務経験のある方だと、より良い条件のところに行ってしまうのではと思っている。横森委員の助言はありがたいと思うと同時に、条件が厳しいため難しいだろうなとも思っている。
古谷野委員長	色々な事情の方がいると思うので、簡単にあきらめないで取り組んでいただきたい。
上尾市成年後見センター	事務局とも相談しながら検討を進め、体制をしっかりと整えられるよう、市に認められるように相談実績を上げていきたいと考えている。体制が整えられた理想的なスタートではないが、丸山氏にセンターの相談員として来ていただき、権利擁護系のチームが鍛えられ、育っていくよう力を入れていきたい。
古谷野委員長	そのほか、ご意見がなければ一つご相談がある。当審議会は成年後見センターの運営委員会に移行されるということである。当審議会副委員長の丸山氏がセンターの専門相談員に就任し、事務局の中から、運営委員会の委員が加わるということである。問題は、副委員長である。運営委員会の副委員長を当審議会委員のなかから選任することとなる。本来であれば、事前に相談をして、内諾を得てこの場で発表するという流れだろうが、突然の依頼で大変申し訳ないが、江口委員に副委員長を担っていただくことができるだろうか。

江口委員	事前にご相談をいただいていたので、驚いているが、委員長からのご指名であれば喜んでお引き受けしたい。
古谷野委員長	上尾市社会福祉協議会の財政状況から厳しい条件で専門員や顧問など、江口委員には色々なご依頼をさせていただき申し訳ないが、ぜひ、ご協力お願いしたい。 本日はオブザーバーとしてさいたま家庭裁判所の主任書記官の小野さんにご出席いただいた。上尾市へのアドバイスやご感想などあればお聞かせ願いたい。
小野主任書記官	本日はこのような会に参加させていただき感謝申し上げます。このような会議の場で、関係者がどのような議論をされて中核機関を立ち上げきたかに触れる機会は少ないので興味深かった。 成年後見制度の申立ての関係だが、一番多いのが市長村長申立、次に本人、子の順番である。後見や保佐、補助人がついてもほとんどは親族以外の専門職後見であり、今後もその傾向が続いていくだろう。申立については市長村長の役割が非常に大きく、また、法人後見についても、社会福祉協議会等による法人後見に大きな力を果たしていただくこととなる。 今後は上尾市社会福祉協議会も法人後見事業を実施し、また、成年後見センターに丸山氏が専門相談員、顧問として江口委員が就任されると聞き大変心強いと感じた。 報酬助成の関係では、親族後見人が減っていく中で、きちんと報酬が保障されているということは、直接利用者に接する後見人が安心して仕事のできる環境が整うということであり、結果的に利用者がメリットを感じる制度に繋がっていく。今回の上尾市の報酬助成の見直しについては感謝したい。今後も報酬助成の拡充に取り組んでいただければと思う。 今後、広報や相談に加え、マッチングの機能も段階的に進めていくとのことで、家庭裁判所としてもマッチングに関してご協力できることがあるかと思う。 今後も必要があればお声がけいただきたい。
古谷野委員長	今後ともご協力お願いしたい。 最後に、その他、事務局から連絡事項等はあるだろうか。
事務局	当審議会は本日をもって終了する。中核機関について、全く無知のところから始まった当市の利用促進の取組だが、審議会の皆様のご協力により、本日、センターの開設の日を無事に迎えることができ感謝申し上げます。今後は、当審議会の、協議会としての機能を、上尾市成年後見センターが設置する運営委員会が担っていくこととなる。各ご所属団体を通じ、今後も皆様にご協力いただけることとなり重ねて感謝申し上げます。 今後の運営委員会の開催については、成年後見センターからご案内する。
古谷野委員長	運営委員会の日程についてはまだ先ということでよろしいか。
事務局	日程が決まり次第ご案内する。
古谷野委員長	本日はどうもありがとうございました。 以上で令和3年度第3回上尾市成年後見制度利用促進審議会を終了とさせていただきます。 ご協力ありがとうございました。

以上